

協働の部屋

みんなで住みたいまちに ★ できることからはじめよう！

♪「協働によるまちづくり」を紹介する情報発信を始めました ♪

Vol. 1・2021年6月

教えて!! / そもそも…

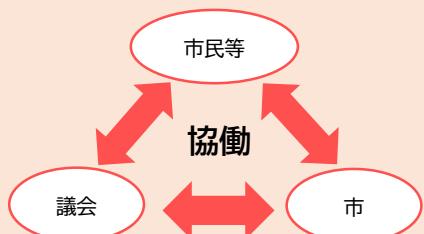
協働による
まちづくりって？

条例のキホン



市民等・議会・市が、それぞれの役割を持ち、協力し合って、みんなで住みやすいまちにしていくことです。

弘前市では、単に“市民”とせずに「市民」「学生」「子ども」「コミュニティ」「事業者」を主体として、それぞれ役割を定めているのが特徴です☆



01

じゃあ…

協働って何のため？

02

社会状況やライフスタイルの変化によって、地域課題も多様化し、行政や市民個人の努力だけでは対応が難しくなってきています。

市民等それが特徴・強みを生かしながら協力し合うことで、さらに円滑に事業を進めることができ、まちづくりの課題解決や活性化につながります。

なにをすれば…

市民の役割は？

03

- ①「協働によるまちづくり」を十分に理解すること
- ②まちづくりの主体であることを認識すること
- ③市の広報やホームページで情報を得ること
- ④自分にできるまちづくり活動に参加すること

条例には、「総合計画」「財政運営」「附属機関」など行政の運営についても記されています。



市HP

協働によるまちづくり基本条例ページ

新たな取り組み

協働によるまちづくり

学生ジャーナリストNo.1決定戦 開催中！

学生が記者として弘前市内のまちづくり活動を取材し、紹介記事を作成するコンテスト！優秀作品には賞金あり！
身边に学生の方がいらっしゃれば、ぜひ！ 詳細はこちら



詳細はこちら

市民参加型まちづくり1%システム

スタート部門 7/1より申請受付開始！(7/30締切)

これまでの1%システムよりも気軽に申請できる！
まちづくり初心者の方、必見！やりたい活動をスタートしよう！



市民協働課Facebookページ「弘前まちながサミット」

市内でのまちづくりの取組みやイベントの情報発信をしています。 詳細はこちら



★皆様の周りで「ぜひ学生に取材して欲しい！」という活動があれば、市民協働課協働推進係まで情報をお待ちしております。よろしくお願ひいたします！／発行元：市民協働課 協働推進係 (40-7108)